

概要版

優しさと強さが響きあう福祉のまち としまNICEプラン

豊島区民地域福祉活動計画

2018年度～2023年度



平成30年3月

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

1. はじめに

地域福祉活動計画とは...

「誰もが安心して暮らしていける福祉のまち」をめざし、区民の皆さん一人ひとりが主役となって、より良いまちづくりに主体的に関わっていくための具体的な行動計画です。

計画の位置づけ

地域福祉を推進する区民のための活動計画で、豊島区民社会福祉協議会が地域の皆さんとともに策定する計画です。区が作成する「地域保健福祉計画」等と連携し、地域住民の自発的な福祉活動を支援するものです。

計画の期間

平成30（2018）年度～35（2023）年度までの6年間です。

	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
豊島区民社会福祉協議会	地域福祉活動計画					地域福祉活動計画				
豊島区	地域保健福祉計画					地域保健福祉計画				

進行管理

計画目標に基づいて進捗状況を地域福祉活動計画推進委員会に報告し進行管理を行います。



2. 基本理念

『優しさと強さが響きあう福祉のまち』

今回の計画は、現行計画（平成 27 年度～ 31 年度）の到達点を検証し、より多くの区民の皆さんの意見や、福祉活動団体の要望を反映するため、従来行ってきた「区民ミーティング」に加え、多くの地域福祉活動実践団体を対象としたヒアリングも実施しました。その数は、6 分野（外国人、子ども学生、高齢者、障がい者、福祉団体、その他）20 団体にのびります。

それらの意見をもとに、「めざすまち」として、次の5つのまちの姿にまとめました。

- I. 誰もが「**安心**」して暮らせるまち
- II. 新たな「**支え合い**」のあるまち
- III. 「**災害に強い**」まち
- IV. 地域の「**元気**」が見えるまち
- V. 「**協働**」のしくみを活かすまち

この5つのまちの姿を象徴する基本理念として「優しさと強さが響きあう福祉のまち」としました。

また、国が提唱する「地域共生社会の実現」を踏まえた計画とすることにも留意し、社会の状況変化に即した新たな福祉ニーズに対応するため、新たな取組み方針として「多文化共生の地域づくり」、「区内企業の地域貢献活動との連携」、「区内社会福祉法人の連携・協働の拡大」を設定しました。

そして、平成 29 年 11 月 13 日には、区民の皆さんが地域福祉を知り、学ぶ機会とするため、南大塚ホールにおいて「福祉はまちづくりフォーラム」を開催しました。

3. 計画の体系

基本理念「優しさと強さが響きあう福祉のまち」

5本柱の「めざすまちの姿」、14の「取組み方針」

I. 誰もが「安心」して暮らせるまち

- ① 区民ミーティングを活用した小地域福祉活動の推進
- ② 多文化共生の地域づくり
- ③ 権利擁護の推進と市民後見人の育成・支援

II. 新たな「支え合い」のあるまち

- ④ コミュニティソーシャルワークの推進と地域福祉活動のネットワークづくり
- ⑤ 地域福祉サポーター活動の推進と見守り機能の強化
- ⑥ 多様な地域福祉活動の支援とリーダーの育成

III. 「災害に強い」まち

- ⑦ 災害ボランティアセンター機能の充実
- ⑧ 多様な災害ボランティアの育成と連携

IV. 地域の「元気」が見えるまち

- ⑨ 地域の子どもの支援する体制の強化
- ⑩ 町会・自治会と連携した福祉活動の推進

V. 「協働」のしくみを活かすまち

- ⑪ 地域福祉活動の情報共有と発信
- ⑫ 区内企業の地域貢献活動との連携
- ⑬ 区内社会福祉法人の連携・協働の拡大
- ⑭ 地縁団体及び知縁団体との連携・協働



※ 地区担当職員とは：

現在、豊島区民社会福祉協議会の職員全員が、本務の他に区内の8つの高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の区域（8圏域）に分かれて、それぞれの圏域で地域行事や区民ミーティングの推進など地域コミュニティづくりの支援を行っています。こうした職員を「地区担当職員」と称しています。

4. めざすまちの姿と14の取組み方針

1. 誰もが「安心」して暮らせるまち



子どもから高齢者、障がい者などすべての人々が、お互いにつながり、「安心」して暮らせる地域づくりを進めます。

1 区民ミーティングを活用した小地域福祉活動の推進

- ・個別の生活課題や地域課題を共有し、解決に向けた協議を継続します。
- ・各地区の状況により、より小地域(小学校区程度)での課題共有ができるよう、取組みを進めます。

2 多文化共生の地域づくり

- ・在留外国人が抱えている課題や必要な情報を把握し、支援体制を整備します。
- ・地域活動への外国人の参加を促し、相互交流の機会を創出します。
- ・外国人の強みを活かした活動(母国語による通訳など)を増やします。

3 権利擁護の推進と市民後見人の育成・支援

- ・権利擁護や後見活動などに対する理解を高めるため、学習会の開催やPR活動を拡充します。
- ・市民後見人が活動しやすい支援体制を整備するために、研修や情報交換などの場を増やします。



II. 新たな「**支え合い**」のあるまち



地域課題の解決に向けてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生児童委員、地域福祉サポーター等と連携し、自主的な福祉活動を進め、新たな「支え合い」のあるまちを実現します。

4 コミュニティソーシャルワークの推進と地域福祉活動のネットワークづくり

- ・ CSW が個別支援を行うとともに地域課題を共有し、地域支援活動を行います。
- ・ 町会・自治会や民生児童委員、個人や団体、企業、行政機関などの協働推進のためCSWが仲介やサポートを行います。
- ・ 区民ミーティングなどを活用して、地域活動のネットワーク化を図ります。

5 地域福祉サポーター活動の推進と見守り機能の強化

- ・ 登録者 500 人を目指して、サポーター説明会を実施するとともに、様々な機会を捉えて登録を呼びかけます。
- ・ 小地域のサポーター交流会を実施し、地域の福祉関係者などとの連携や協働を進めます。
- ・ 小地域での見守り活動やサロン活動などを増やします。

6 多様な地域福祉活動の支援とリーダーの育成

- ・ 『トモニつうしん』など、様々な媒体で活動を紹介し、地域福祉に対する理解や支援を求めます。
- ・ 活動の資金を得られるよう寄付文化を醸成することや、拠点づくりを支援します。



Ⅲ. 「災害に強い」まち



東日本大震災や熊本地震の教訓を生かし、災害ボランティアセンター設置訓練や、災害ボランティアの育成に取り組めます。

7 災害ボランティアセンター機能の充実

- ・定期的に立ち上げ訓練を行い、防災意識の普及・啓発を図るとともに、随時、運営マニュアルなどの改訂を行います。
- ・災害ボランティアの研修や情報交換を促進するとともに、災害ボランティア活動の支援を行います。

8 多様な災害ボランティアの育成と連携

- ・災害ボランティア研修を体系化するとともに、より高度な内容を取入れます。
- ・町会・自治会、学校や企業などと協力提携を図り、災害ボランティアの登録を呼びかけます。
- ・外国語学校や市民活動団体と連携して、様々な専門性を持つボランティアを育成します。

Ⅳ. 地域の「元気」が見えるまち



子ども達や高齢者を見守るサロンや子ども食堂、学習支援活動、認知症カフェなどの活動を地域で広め、地域ぐるみの元気づくりを進めます。

9 地域の子どもの支援する体制の強化

- ・子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー（SSW）などとの連携を深め、横のつながりを広げていきます。
- ・子ども食堂などの地域活動に、必要な情報や資金・人材の確保などの支援体制を整備します。

10 町会・自治会と連携した福祉活動の推進

- ・町会を単位とする、高齢者などの見守りや困りごと支援など、支え合いのしくみを作り、情報発信・情報交換の機会を拡大します。
- ・地域福祉サポーターや地域団体、大学生などが、町会の福祉活動を支援するしくみを作ります。

V. 「協働」のしくみを活かすまち



健康で元気な高齢者や若い世代が、地域福祉活動の担い手として参画できるしくみづくりを進めます。企業、社会福祉法人、地域福祉活動団体、町会・自治会など様々な機関との連携を図り、「協働」のしくみを活かしたまちづくりを進めます。

11 地域福祉活動の情報共有と発信

- ・SNSや紙媒体などによる効果的な情報発信を行います。
- ・顔を合わせて地域の情報共有や情報交換する場を増やします。

12 区内企業の地域貢献活動との連携

- ・企業の地域貢献活動の創出のため、企業向け説明会などを開催します。
- ・企業に地域住民活動や活動団体等の情報を伝え、参加の拡大を働きかけます。

13 区内社会福祉法人の連携・協働の拡大

- ・豊島区社会福祉法人ネットワーク会議における相談窓口事業の検証等を行います。また、区内のCSW圏域単位で、相談内容や対処法についての情報交換を行い、共通理解を深めていきます。
- ・地域ネットワークづくりを基盤として、地域ごとにニーズを捉え、新たな地域公益活動を展開します。

14 地縁団体及び知縁団体との連携・協働

- ・地域福祉向上のため、自治会、地縁団体、知縁団体、企業間の意見交換や情報共有を進めます。
- ・地縁団体、知縁団体等の地域福祉活動を活性化するため、関係機関や団体等の連携を強化します。

※知縁団体：NPOやボランティアなど、自らの知識や経験を地域に還元し、既存団体の壁を越えて、福祉活動などを行っている団体です。

地域共生社会の実現

近年、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化、様々な格差の拡大などに伴い、子どもの貧困や生活困窮者の問題など、これまでの制度では対応が難しい問題が顕在化しています。

また、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）や、高齢で介護の必要な親と無職独身の子の世帯（いわゆる「8050」）など、複数の分野の課題を抱える家族が増えています。

地域共生社会とは

このような中、平成 28 年 6 月に閣議決定された「一億総活躍プラン」のなかで、「地域共生社会」の実現が提起されました。

「地域共生社会」とは、制度、分野という「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画していく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、小中学校区などの小地域で、今後増える退職高齢者の地域での生きがい発見や、多世代の集いや参画などを通して住民が主体的につながり、問題を解決していく体制づくりをすすめ、誰もが主人公となり、地域の一員として安心して暮らせる地域づくりを行うことが求められています。

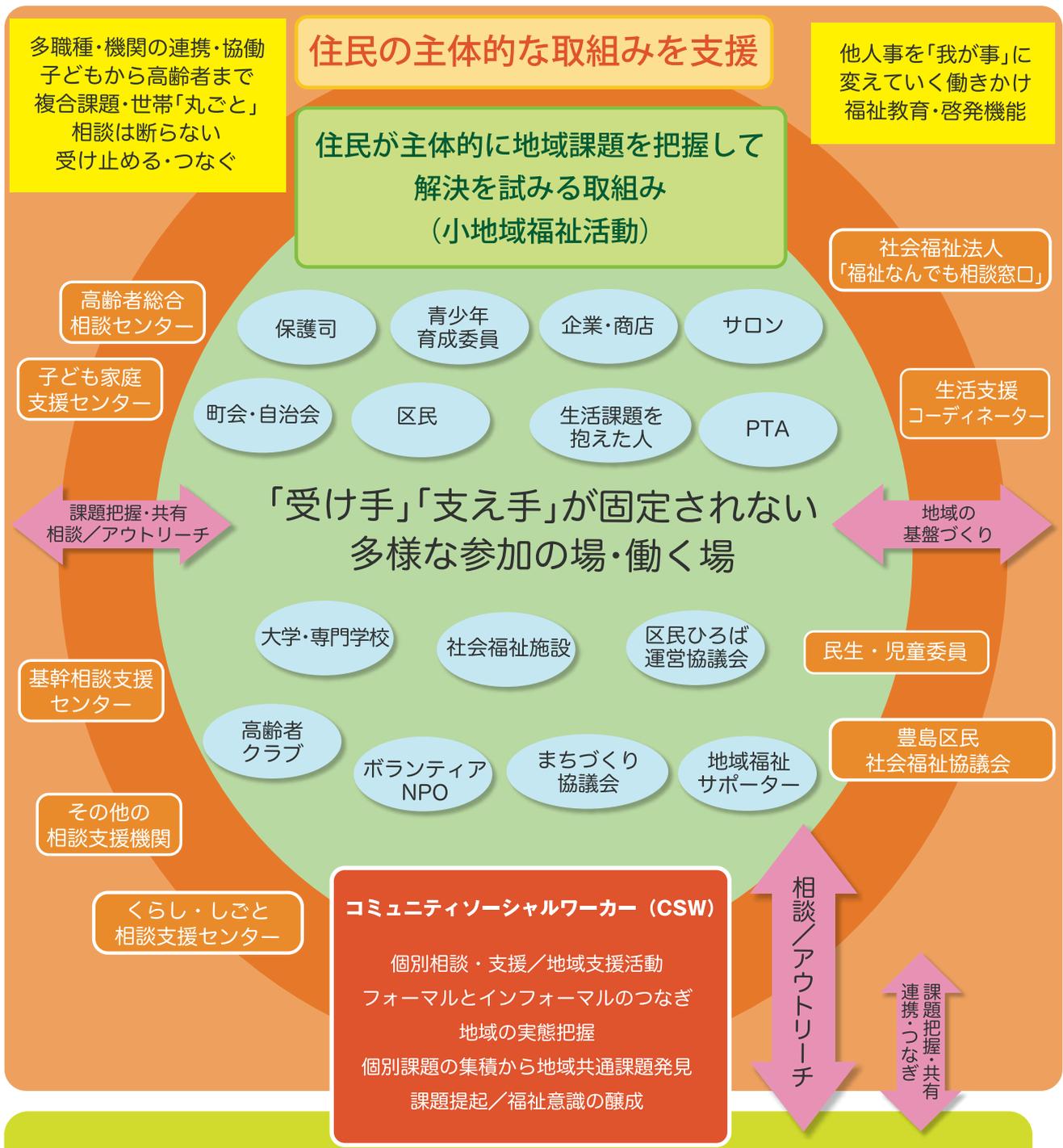
豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて

豊島区においては、「地域共生社会」の理念が示される以前の平成 21 年度より、豊島区民社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、いわゆる制度の狭間にある人々への相談支援や、関係機関と連携しながら区民主体の地域活動の支援を行うなど、まさに「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進してきました。

また、豊島区民社会福祉協議会においては、平成 23 年度より、地域住民が主体的に地域課題を考える取組みとして「区民ミーティング」を実施しており、身近な地域で起きていることを「我が事」として捉える場となっています。

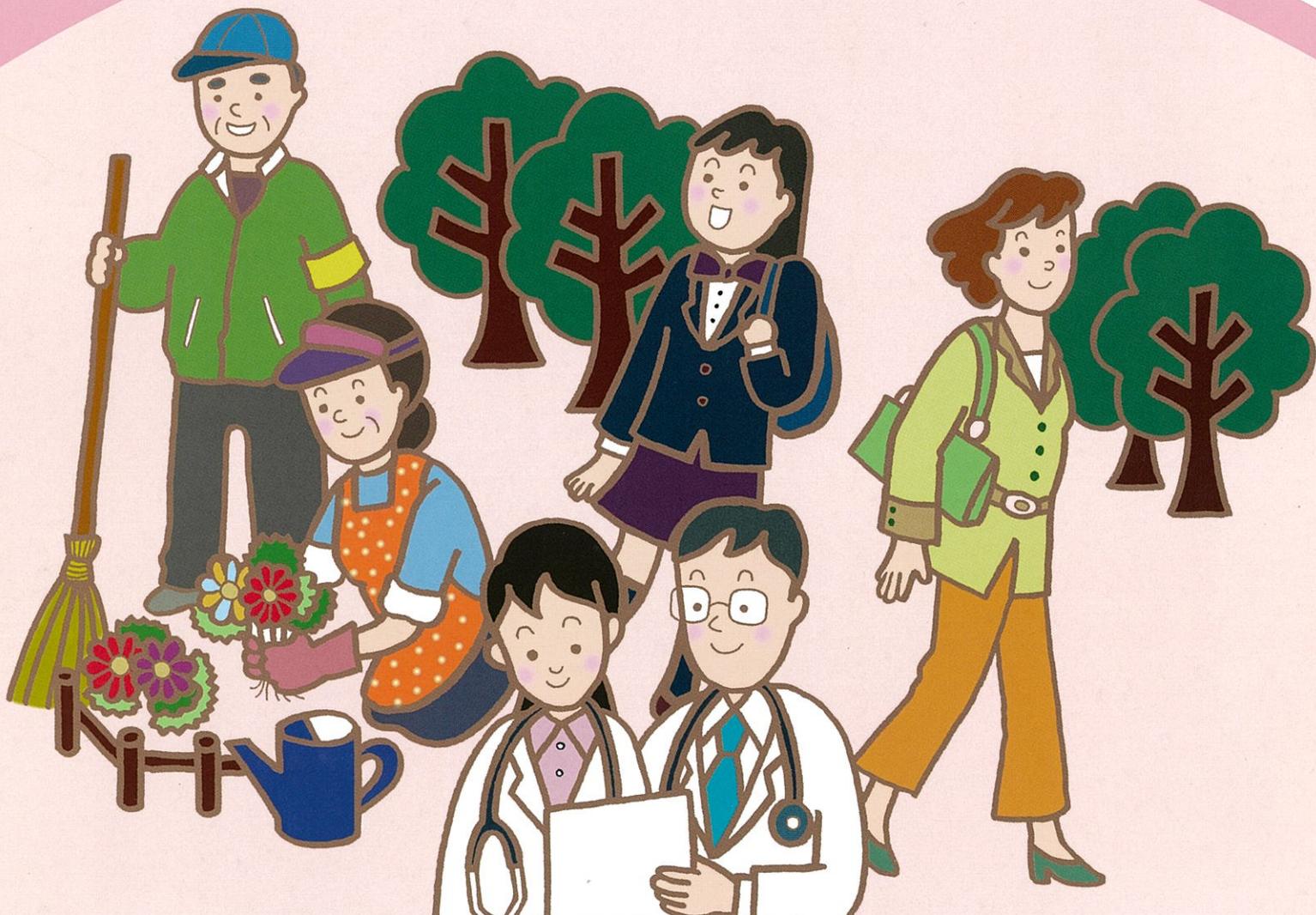
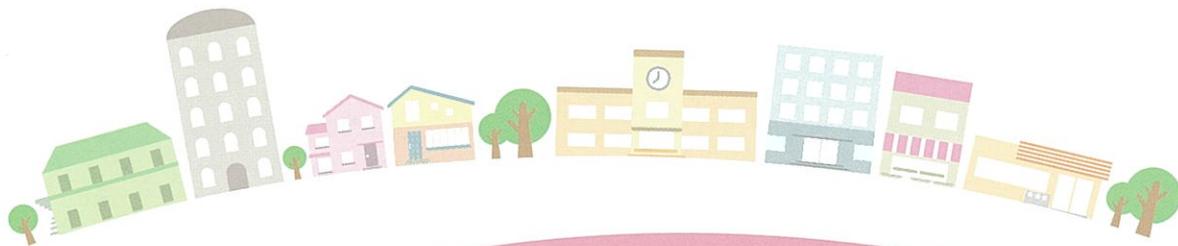
今後は、これまでの活動を充実していくためにも、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をより密に地域に配置し、住民主体の小地域福祉活動の推進や、多職種・多機関が連携・協働するネットワークの強化など、豊島区などとも連携して豊島区版「地域共生社会」の実現を目指していきます。

豊島区版「地域共生社会」イメージ



区の総合的な相談支援体制





優しさと強さが響きあう福祉のまち としまNICEプラン

豊島区民地域福祉活動計画 2018年度～2023年度(概要版)平成30年(2018年)3月

発行者 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2
豊島区役所東池袋分庁舎3、4階
TEL 03-3981-2930 FAX 03-5954-7105

制作協力 Office TAGO